

## スロバキアの年金事情

石川 晃弘

●中央大学名誉教授・社会学

スロバキアの人口動態をみると、日本と似て少 子高齢化が急速に進んでおり、それに伴うさまざ まな問題状況が現われている。そのひとつが年金 問題である。

スロバキアはかつてチェコと一緒にチェコスロバキアという国を形作って社会主義体制を布いていた。その頃の年金は国家予算から支給されていた。社会主義時代は完全雇用制度で所得の格差は極めて小さかったが、年金額の格差は所得の格差よりもさらに小さく、高齢者の生活は平等に保障されていた。

1989年末に社会主義体制が崩壊し、1993年にチェコとスロバキアが分離してそれぞれ独立国家となったころ、年金を取りまく環境は大きく変わった。国家計画経済体制に代わって自由市場経済体制が導入されたものの、旧社会主義ブロックとの貿易体制が崩壊し、他方西側諸国への輸出もままならず、国内産業は混乱と疲弊の中に落ち込んだ。軽工業の伝統と蓄積があったチェコにくらべて、重工業と農業に大きく依存していたスロバキアではその深刻度がとくに著しく、大多数の人びとの生活は困窮化し、特にそれが集約的に現われたのは年金生活を知る彼らの今の生活を新体制下で保障する年金制度の構築が新政府の緊急の課題となっ

たが、政府は経済危機の中で財政難に陥り、国家 予算による年金制度の維持は困難に直面した。

そこで政府は国家予算依存の公的年金のほかに、個人が任意で加入する補完的な年金保険制度を採り入れ、それを民間企業に委ねた。この制度は1996年の法律で導入された。この間に名目賃金は伸びたものの、公的年金の額の伸びは緩慢であった。その結果、平均賃金額に対する平均年金額は、社会主義体制崩壊後間もない1991年時点では54%であったのが、1996年時点では46%に落ちていた。この差を個人任意加入の保険制度の導入によって補完しようとしたのだが、大多数の労働者にとってはこの保険の掛け金は大きな負担であり、公的年金のみに依存する者が多くを占め続けた。そしてその後も平均賃金額に対する平均年金額の割合は45%程度にとどまっていて、年金生活者の不満が溜まった。

2005年にいたって政府は年金制度の改革を実施した。その骨子のひとつは強制加入年金貯蓄制度の導入である。1996年に制定された個人任意加入の年金保証制度は実効性が低かった。しかも、スロバキアの被扶養人口比16%が2050年には50%を超すと見込まれ、これを年金で補うためには、個人が自ら貯蓄して老後に備えることを義務付ける制度が必要視され、それが新たに年金制度に採り



スロバキアの地方都市 バンスカー・ビストリツァの街並み

入れられた。その運営は民間の年金基金運用企業に委ねられ、2006年までに8社設立された。それらはいずれも国際企業であり、スロバキアの年金制度はグローバル経済に包摂されたことになる。

これでスロバキアの年金制度は三つの柱から構成されることとなり、現在に至っている。第1の柱は従来型の公的年金、第2の柱はこの強制加入私的年金、そして第3の柱は個人任意加入私的年金である。

この制度のもとで労働者は名目賃金の9%を公的年金に、9%を強制加入私的年金に納入することになった。しかし政府は公的年金をめぐる財政赤字に悩み続け、それに加えてリーマン・ショック後の経済危機で強制加入私的年金の収入も減少した。こうした現実を背景として、公的年金制度の持続可能性と強制加入私的年金の給付可能性に関する大議論が巻き起こった。そして2012年9月1日からは公的年金の納付額は名目賃金の14%に引き上げられ、強制加入私的年金のそれは名目賃金の4%に引き下げられた。これは人口の高齢化による経済活動人口の相対的減少のもとでの年金財源の確保策であるが、その一方で民間企業が運営する強制加入私的年金制度の土台を切り崩す効果を生みかねない。

スロバキアの年金受給開始年は、社会主義時代

には男性60歳、女性55歳(子供の有無と数で異なるが)で、体制転換後もしばらくそれが続いていたが、2007年からは男女一律62歳(女性は経過措置として2015年から)となった。退職金は日本のように慣行化されているわけではないが、年金受給開始の時点で出るところが多い。その額は労働組合があるところでは労働協約で決められるが、そうでないところでもなにがしかの額が支払われる場合が多い。しかしその額は長期勤続者でせいぜい賃金3ヶ月分くらいだから、老後の備えには足りない。

年金受給開始年になっても働き続ける人は少なくない。年金は非課税だが、賃金には課税される。年金を受給しながら同一企業で働き続ける場合も少なくない。その際には日本の再雇用のように雇用条件を切り替えられるのではなく、従来通りの職場で従来通りの雇用形態で働き続けるケースがよくみかけられる。スロバキア人の間では先輩・後輩の序列意識があまりないため、若年者も高齢者も互いに気兼ねない関係で職場生活を共にしている。だがそのような雇用の継続は労働者の権利として法的に保障されているわけではなく、近年では各所で合理化やリストラのもとで高齢者の退職勧奨が進められているようだ。